

岐阜県公報

第 五 百 九 十 九 号
令 和 七 年 六 月 十 七 日
(火曜日)

目 次

告 示

○特別保護地区の指定
(環境生活政策課) 二六三^{ページ}

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数
(選挙管理委員会) 二六四

公 示

○土地改良事業の工事の完了
(農地整備課) 二六五
○落札者等に関する公示
(情報科学芸術大学院大学) 二六六

告 示

岐阜県告示第二百九十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定をするため、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案並びにこれらの縦覧場所を公告する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、令和七年六月十七日から同年六月三十日までの間に当該指針の案について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

令和七年六月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 特別保護地区の名称及び区域

名 称	区 域
養老特別保護地区	養老郡養老町飯ノ木地内の町道柏尾飯ノ木一号線の津屋川に架かる源氏橋東端を起点とし、同所から同川左岸の町道飯ノ木小倉一号線を東南進し町道鷺巣三号線との交点（寺橋）に至り、同所から同町道を西進し町道柏尾新田南小倉線との交点に至り、同所から同町道を西北進し町道養老駅前子供の国線との交点に至り、同所から同町道を西進し国有地管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を東南進し養老公園国有地と民有地との境界との交点に至り、同所から同境界を西進したのち北東進し林道大洞線との交点に至り、同所から同林道を西北進し町道沢田養老縦貫線との交点に至り、同所から同町道を北東進し県道大垣養老公園線との交点に至り、同所から同県道を北東進し県道

千光寺特別保護地区

森林鳥獣生息地の保護区

当該区域を含む地域は、大径の針葉樹を主とする混交林が分布する林相の変化に富む地域であり、ヤマドリ、アオゲラ、ヒガラ、テン、ムササビを

福岡中学校特別保護地区

身近な鳥獣生息地の保護区

当該区域を含む地域は、針広混交林が分布する丘陵地帯であり、コゲラ、サンショウウクレ、メジロ、テン、ニホンリスをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に多くの鳥獣の生息が確認され、自然観察の場として最適である福岡中学校を中心とする当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

養老特別保護地区

森林鳥獣生息地の保護区

当該区域を含む地域は、落葉広葉樹林、溪畔林等が分布する林相の変化に富む地域であり、ヤマガラ、キビタキ、キセキレイ、ニホンシジカ、ムササビをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっている養老公園一帯の広葉樹林の当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

千光寺特別保護地区

高山市丹生川町下保字千光寺の区域

福岡中学校特別保護地区

中津川市福岡地区内の市道福岡三四二号線と市道福岡一六八号線との交点を起点とし、同所から市道福岡三四二号線を北進し太久手洞との交点に至り、同所から同洞を東進し市道福岡三二九号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道福岡三三〇号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道長根馬場線との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道福岡一六八号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域

養老特別保護地区

環境エネルギー生活部環境生活政策課、西濃県事務所環境課及び養老町役場

福岡中学校特別保護地区

環境エネルギー生活部環境生活政策課、恵那県事務所環境課及び中津川市役所

千光寺特別保護地区

環境エネルギー生活部環境生活政策課、飛騨県事務所環境課及び高山市役所

二

特別保護地区の存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

三

特別保護地区の保護に関する指針の案

四

一から三までに掲げる事項の縦覧場所

名 称

縦 覧 場 所

養老特別保護地区

環境エネルギー生活部環境生活政策課、西濃県事務所環境課及び養老町役場

福岡中学校特別保護地区

環境エネルギー生活部環境生活政策課、恵那県事務所環境課及び中津川市役所

千光寺特別保護地区

環境エネルギー生活部環境生活政策課、飛騨県事務所環境課及び高山市役所

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年六月十七日			岐阜県選挙管理委員会			岐阜県選挙管理委員会		
			総選挙区別			岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		
						岐阜県		

令和七年六月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業 (農地防災)	揖斐川中央地区	令和四・三・一四
県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備)	揖斐川中央地区	令和七・二・一〇

。土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和七年六月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営経営体育成基盤整備事業 (機 構 関 連)	中野方地区	令和七・三・二四

。土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和七年六月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営経営体育成基盤整備事業 (農業用排水施設整備)	馬瀬地区	令和七・一・三一

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年六月十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 1 調達役務の名称及び数量 情報科学芸術大学院大学ネットワーク構築及び保守運用業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和7年3月21日
- 4 落札者を決定した日 令和7年4月30日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号
名古屋イオンシティ
ネットフンシステム株式会社 中部支社
支社長 松本 陽一
- 6 落札金額 324,500,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 情報科学芸術大学院大学総務課
(2) 所在地 大垣市加賀野四丁目1番地7

令和七年六月十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶらんとびあ三十一 岐阜文芸社